

大仙市の下水道等使用料（R1. 10月～）

○従量制使用料（使用水量で使用料を算出）

（１）基本使用料（10m³まで）

対象	基本使用料
全地域の次の区分 ・ 公共下水道 ・ 特定環境保全 公共下水道 ・ 農業集落排水	1,540円
西仙北地域、 協和地域の 市町村設置型 合併処理浄化槽の方	1,210円

（２）従量使用料（使用水量1m³あたり）

対象	従量水量	従量使用料
全地域	11 ～ 30m ³	168円
	31 ～ 50m ³	178円
	51 ～ 100m ³	210円
	101m ³ ～	242円

◇1ヶ月あたり35m³の水道水を使用する場合は…

基本使用料（10m ³ まで）	1,540円
従量水量 168円×20m ³	3,360円
従量水量 178円×5m ³	890円

下水道使用料は5,790円となります。

○下水道減算メーター使用料

メーター口径	使用料
13mm	133円
20mm	144円
25mm	150円
30mm	231円
40mm	251円
50mm	425円
75mm	946円

◇上記の条件で13mmの減算メーターを設置し、

その使用量が3m³の場合は…

基本使用料（10m ³ まで）	1,540円
従量水量 168円×20m ³	3,360円
従量水量 178円×2m ³	356円
減算メーター使用料	133円

下水道使用料は5,389円となります。

※減算メーターは屋外で使用するなどの用途で下水道に流れない水量を計測するために設置するメーターです。
 ※メーターは貸出ししますが、工事費用は自己負担となります。

【備考】

令和6年3月までの経過措置により、定額制の使用料を賦課されている方は下記のとおりです。

世帯人数（処理換算人数）で使用料を算出

（１）基本使用料

対象	基本使用料
全地域 （大曲地域の農業集落 排水区域を除く）	1,540円
大曲地域の 農業集落排水区域	2,520円

（２）人員割使用料（人員1人あたり）

対象	1人あたり
全地域	546円

※使用人数が1人の方は基本使用料のみの金額となります。